

Q 5 : 人権教育についての保護者への啓発は、どのように進めればよいか。

A : 学校における人権教育を推進していく上で、保護者への啓発は大変重要である。保護者が学校における人権教育の内容や方法を理解することで、児童生徒の学校での学びを支え、深めることができる。また、保護者が人権教育を自らの課題として捉えることで、人権が尊重される社会の実現を目指す意欲と態度をもち、家庭においても人権教育を正しく行うことにつながる。
以下に、保護者への啓発の具体例を示す。

<保護者啓発の具体例>

内容・方法	啓発の効果	留意点
人権講演会 人権コンサート等	<ul style="list-style-type: none"> 参加者全員が同時に理解を深めることができる。 質の高い変化に富んだ啓発ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> PTA 行事等と組み合わせて計画する。 広く保護者に呼びかけ、より多くの参加者を募る。 参加者の認識の差に留意し、講師等を選ぶ。 発言の時間を確保し、一方的な話にならないように留意する。
人権啓発 映画視聴	<ul style="list-style-type: none"> 参加者全員が同時に理解を深めることができる。 共感的理解を図ることが容易である。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域や参加者の実態に留意して映画を選択する。 上映時間を考慮し、効果的な時間配分を工夫する。 視聴前にテーマとなる人権問題や鑑賞の視点等を簡単に説明するなどして、課題意識をもたせる。 視聴後に話合いの時間を設け、それぞれが感じたことや考えたことを確認し合うようにする。
参加体験型 ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> 自らの知識や体験をもって積極的に関わられるため、学びに対する充足感と学習を促進する効果が得られる。 	<ul style="list-style-type: none"> 様々な学習活動を行うことで、参加者が主体的に学習できるようにする。 参加者の実態に応じて、効果的に各活動を取り入れたり、組み合わせたりして展開していくようにする。
授業参観	<ul style="list-style-type: none"> 人権問題、差別や偏見等について、児童生徒と共に学ぶことができる。 児童生徒の学校生活に関わる諸問題について、理解が得られやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 意図した内容が理解されるように、事前のオリエンテーションを工夫する。 授業参観のポイント等を事前に広報紙などにより連絡する。 授業参観後の全体会や学級懇談会と関連させる。
学年・学級 懇談会 地区懇談会	<ul style="list-style-type: none"> 参加者と教師の信頼関係の上に成り立って、自由な意見交換ができ、実態を把握できる。 グループによる話合いなど、多様な啓発方法が工夫できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 参加者が参加しやすい時間帯を設定しより多くの人に参加できるように、内容等を広報紙などにより知らせる。 活発な話合いが行われるよう、共通の問題意識をもつテーマを設定する。 授業参観時に一緒に行うことにより、保護者の負担を軽減できる。
児童生徒の 作品の紹介	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の作品に触れ、子供の素直な考えに共感させることができる。 家庭での話題の題材となり、人権意識の醸成や実践的な態度の育成に効果がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者会の機会等を利用して、児童生徒の作品を掲示する。 児童生徒一人一人の作品を大切に展示方法を工夫し、子供のよさを引き出すようにする。 人権作文などの作品を広報紙等で紹介していく。

意識調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の様々な人権に関する理解と認識を把握することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートそのものを啓発と捉え、設問を工夫する。 ・様々な人権意識が捉えられるように工夫する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・配布によって学校の取組を周知できる。 ・啓発の場を設定する必要がなく、形式も自由である。 ・記録として保存できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の組織の理解を促すよう、定期的に発行する。 ・一方的な啓発にならないように工夫する。 ・保護者の実態を把握し、効果的な啓発を進める。 ・タイムリーな情報を随時提供する。 ・児童生徒や保護者の身近な話題を組み込む。 ・大きめの文字でイラストや写真を活用し、魅力的で読みやすいものになるように心がける。
広報紙の発行	<p>【広報紙の種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校／学年／学級だより、人権教育だより、PTA 新聞 等 <p>【内容例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自校の推進体制や取組 ・人権教育に関する行事等での児童生徒の感想 ・年間や月ごとの人権教育目標やその達成状況、児童生徒の振り返り ・人権作文紹介 及び それについての親子での話合いの感想 ・人権に関する保護者対象アンケートやその結果分析 <p style="text-align: center;">〔 人権教育のために広報紙を定期的に発行している学校もあるが、各種たよりに人権教育に関するコーナーを設け、関連行事の紹介や保護者対象の啓発を行っている学校が多いようである。発行に当たっては、人権教育全体計画の中に、広報紙による啓発をどのような順序で行っていくかを位置付けたり、他の教育活動・行事などとも関連付けたりして、年間の見通しをもって内容を組んでいくことが大切である。 〕</p>	
家庭訪問	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の意識の把握が容易で、個に応じた啓発ができる。 ・保護者と教師の信頼関係に基づき、本音で話し合うことができる。 ・児童生徒を取り巻く状況等、具体的な問題について話し合える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発の時間を効果的に確保し、一方的な説明に終始しないようにする。 ・家庭訪問の手引等で共通理解を図る。 ・啓発資料等を作成し、啓発を行う。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者向け人権教育コーナーの設置 ・人権教育関連の資料やホームページの紹介 ・人権に関する作文や標語の奨励 等 	

以上のような例を参考に、目的に合わせて方法や内容を適切に選択して保護者への啓発を行い、保護者の人権意識の高揚や家庭における人権教育の推進に努めていくことが望ましい。

【参考資料】	
・「人権教育のすすめ方～実践事例集～」	H27.3 県教委
・「平成26年度 人権教育推進の手引」	H26.3 県教委
・「人権教育の改善・充実のためのQ & A（第二集）」	H21.3 県教委
・「人権教育の改善・充実のためのQ & A集」	H20.3 県教委